

高坂小学校・桜山小学校・野本小学校及び南中学校・白山中学校の通学区域の変更について

東松山市教育委員会の方針として、下記のとおり決定する。

記

1 高坂小学校、桜山小学校及び野本小学校の通学区域の変更について

- (1) 高坂小学校区内の毛塚、西本宿第一・第二、米沢地区を桜山小学校区とする。
- (2) 高坂小学校区内のあずま町1丁目、4丁目地区を野本小学校区とする。

2 南中学校及び白山中学校の通学区域の変更について

- (1) 上記1(1)の区域を南中学校の通学区域から除く。
- (2) 上記1(1)の区域を白山中学校の通学区域とする。

3 変更の期日及び方法について

- (1) 高坂小学校、桜山小学校及び野本小学校の通学区域の変更は、平成30年度からとする。
ただし、変更する地域に居住していて、平成29年度高坂小学校に在籍している児童は、保護者の意向により、小学校卒業まで高坂小学校に在籍できるものとする。
- (2) 南中学校及び白山中学校の通学区域の変更は、平成31年度の新入生から順次適応する。
ただし、平成30年度から平成34年度までの高坂小学校卒業生は、保護者の意向により、南中学校への入学もできるものとする。

4 兄弟姉妹の取扱いについて

保護者の意向により、兄弟姉妹が同じ学校に在籍できるものとする。

5 通学路の安全対策について

通学路の安全対策には、保護者・地域・関係機関との連携を図り万全を期す。

(1) 桜山小学校へ向かう通学路の安全対策

- ① 県道岩殿観音南戸守線の西本宿農民センター前に、押しボタン式信号機の設置要望を東松山警察署に引き続き行っていく。
- ② 西本宿農民センターから谷川大橋を通り桜山台に至る道路は、必要に応じ舗装工事や側溝

蓋架け、グリーンベルトやガードレールなどの設置を行う。

また、同道路を歩行者専用道路とする。若しくは、登下校の時間帯を交通規制とするよう関係機関と協議していく。

- ③ 児童と共に登下校する誘導員を複数配置する。
- ④ 谷川大橋先の桜山台に至る近辺の樹木が繁茂している箇所は、安全面に配慮し環境を整えていく。

(2) 野本小学校へ向かう通学路の安全対策

- ① 国道407号バイパスに沿う歩道内に、歩行者と自転車の分離を表す路面標示の設置要望を埼玉県東松山県土整備事務所に引き続き行っていく。
- ② 新東松山橋上に横断防止柵の設置要望を埼玉県東松山県土整備事務所に引き続き行っていく。
- ③ 児童と共に登下校する誘導員を複数配置する。
- ④ スクールバス導入を前提に安全を確保する。

6 学校規模の適正化について

今後の生徒数を鑑み、南中学校・白山中学校の学校規模の適正化に努める。また、今後、市立小・中学校の適正規模については、検討委員会を設け、将来的ビジョンを示していく。

7 教室不足への対応について

今後、想定以上の社会増による教室不足が想定される場合には、一時的な措置として特別教室を校舎外に移設するなどの対応を行う。